

《 陳情・意見書・決議 》

陳情 第 776 号・意見書 第 11 号



「介護の現場と県民生活を守るために介護保険制度の改善、 介護従事者の処遇改善を進め、国の責任で介護報酬など財源の確保を求める」

上記陳情を付託された文教厚生常任委員会では、陳情団体である沖縄県社会保障推進協議会の事務局長より直接陳情趣旨を伺った後、審議を行い陳情・意見書を全会一致で採択し、本議会においても全会一致で採択しました。

(意見書の概要)

度重なる介護保険制度の見直しで、利用料引き上げ、利用制限や市町村に介護費用の削減を迫るしくみの導入などが進んでいる。これ以上の利用料引き上げは、県民の生活を困苦に追い込むことになる。また、介護報酬の引き下げにより、介護事業所が閉鎖や倒産に追い込まれている。さらなる引き下げとなれば、事業閉鎖や倒産がさらに進む。また、要介護度1・2を介護保険から外し市町村事業へ移す計画が実施されれば、専門職の関与が薄くなり介護の質が低下する。介護の現場を守ること、介護保険制度を改善することは、県民の生活を守ることであり、平成30年度の介護報酬改定、予算作成に向けて、十分な財源の確保、人員の確保を求める。

記

- ①生活援助をはじめ、介護サービスの削減や利用者負担の引き下げを実施しないこと
- ②新総合事業(市町村事業)の予算上限を撤廃し、介護の質を守り、必要な介護をどの市町村でも提供できるように制度を見直すこと
- ③介護従事者の処遇を改善し、事業所の経営収支の悪化を食い止めること
- ④以上を実現するために政府の責任で、介護報酬などで必要な財源を確保すること

意見書 第 12 号・決議 第 5 号



「在沖米海兵隊員による飲酒運転死亡事故に関する意見書・抗議決議」

去る11月19日に起こった死亡事故に対して、米軍及び日米両政府は、事故に至る経緯等を含めて十分調査するとともに、遺族に対する補償等について誠実に対応すべきこと。また、日本政府に対しては、このような事故が再び起こることがないよう米側に毅然とした態度で臨むべきであることを求めた。

記

- ①被害者の遺族への謝罪及び完全な補償を速やかに行うこと
- ②在沖海兵隊の早期の国外、県外への移転を求めること
- ③沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置して事件・事故の再発防止を図ること
- ④日米地位協定の抜本改定を行うこと

《 陳情・意見書 》

陳情 第 774 号 西原町政(建設関連)に関する陳情

平成29年第6回西原町議会定例会において、建設産業常任委員会に置いて付託されました。平成29年12月14日に陳情者並びに土木課長の出席を求め審議を行った。

本件は、西原町建設協力会から、若年者の建設業離れをはじめ技術者不足及び作業員労働者の高齢化に伴う人手不足並びに建設ラッシュに伴う人件費・資材高騰等により中小企業の経営が厳しくなっていること。西原町発注工事においても適切な利益が確保できない厳しい状況になっていることから、所要の改善を図るよう陳情がありました。

陳情 第 768 号

政府に「北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める」 意見書の提出を求める陳情

平成29年第4回西原町議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました。平成29年11月21日に陳情者と関係者2名を当委員会に招聘し説明を受けました。陳情内容は、「拉致と認められていない特定失踪者(北朝鮮による拉致の疑いがある)が全国で877名、沖縄県では33名(実態は50名を超えている可能性がある)で、政府は、あらゆる方策を講じて拉致被害者を取り戻す努力を続け、全員の早急な帰国を実現させなければならない。この実態を県内市町村議会に知ってもらい、国や政府に対して意見書を提出してほしい為の陳情活動を行っている。」というものでありました。

意見書 第 10 号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める 意見書(要旨)

上記の陳情第768号を踏まえて、平成14年に行われた日韓首脳会談で、北朝鮮は日本人拉致を認め、我が国の拉致被害者5人とその家族の帰国が実現した。しかし、その後13年の歳月が経過したが、5人の帰国以外には問題が図られていない状況にある。日本政府は、全ての拉致被害者の安全確保と早急な帰国を最重要課題であるとしている。よって、国会並びに政府におかれては、北朝鮮との窓口を堅持しつつ、関係各国との緊密な連携及び国連を中心とする多国間の協議を踏まえながら、対話と圧力、行動対行動の原則を貫きあらゆる手段を講じて日本人拉致問題の完全解決のため全力で取り組むよう強く要望する。

記

1. 北朝鮮に拉致されたすべての被害者を一刻も早く救出し、早期の帰国を実現すること
 2. 北朝鮮による拉致の可能性が排除できない失踪者の真相を早急に解明すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

沖縄県西原町議会

(宛先) 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣
拉致問題担当大臣 国家公安委員会委員長 警察庁長官

